

## 令和4年度 第7回 渋川市上下水道事業の経営に関する協議会 会議録概要版

開催日時 令和4年7月28日(木)午後1時30分から午後4時まで

開催会場 渋川市役所第二庁舎202会議室

出席者 渋川市上下水道事業の経営に関する協議会 委員8名

欠席委員 4名

事務局 15名

1 開 会 進行：総務経営課総務企画係

2 挨拶 上下水道局長

3 自己紹介

4 議 題 議事進行：会長

(1) 渋川市の下水道事業の概要(具体的な使用料体系の検討)

《資料1》

資料説明：総務経営課長

\*出席委員から、温泉汚水、料金体系等の意見、質疑あり。

(2) その他

\*次回協議会を10月上旬に開催したい。

5 その他

6 閉 会 総務経営課総務企画係

\*会議終了後、伊香保物産水質管理センターに視察

## 議題（１）渋川市の下水道事業の概要

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | 議題（１）について次第、資料に基づいて説明   |
| 委員  | 現在一般家庭におきまして、下水道に接続をしているが使用していない家庭が増えてきています。その辺りの見込みは考えているのでしょうか。   |
| 事務局 | 実際の料金改定にあたる際には人口減少の影響は考えます。渋川市は大変厳しい状況で、人口は年々減少しています。渋川市水道ビジョンもそうですがこれまでの計画は、人口があまり減らない見込みで作成をしたものがあります。使用料の算定をするときには、これまでの人口減少の推移と今後の人口減少の見込みを考えた上で計画をしていきたいと思えます。これまでにお話をしてきた金額よりも不足分が発生すると思えますが、経費削減し経営努力をしながら最終的な改定率を決めていきたいと思えます。            |
| 委員  | ８ページの温泉汚水の使用料について、県内の金額を提示していただきたいです。   |
| 事務局 | 群馬県内で温泉汚水を条例で規定している自治体はありません。規定していない理由を調査しましたので報告します。草津町の草津温泉は酸性がとても強い温泉で下水道に流すことができないという見解です。源泉を引っ張ってきた湯川に汚水を直接戻しています。中之条町の四万温泉も温泉汚水は川へ放流し使用料を徴収していない。みなかみ町のみなかみ温泉は、浴場の温泉は接続せずに使用料を徴収していない。仮に新しい旅館が建つ際は下水道に接続しないようにし、各旅館やホテルが直接河川に放流しているということです。 |

温泉汚水の金額を規定している団体に、温泉汚水の使用料の設定について照会をかけました。この調査をしたどこの団体も、一般用よりも安価に設定しています。熱海市、伊東市につきまして、観光政策面による理由で安くしているのだらうということです。当初から安く、これまでも一般用との差は維持したまま改定してきて今後もそのような形で検討をすると聞いています。

温泉を直接河川に放流するにあたっての見解として様々な考え方があります。温泉はもともと自然界にあるものなので、石けん等の混入がなく排水されていく温泉については、下水道に排水する必要がないという考え方。逆に、温泉を側溝等に放流した場合に、温泉に含まれる成分が河川や海の水質に影響を与える可能性があるということもいわれています。様々な考え方がありますが、県内で温泉汚水を条例で規定しているのは本市だけになります。

委員

温泉汚水の件ですが、伊香保の場合は温泉を下水道に排水しないと汚水が流れなくなります。普通の傾斜だと水と汚物は一緒に流れますが、伊香保の傾斜は急なので汚物が残ります。温泉水がないと流れないため、料金を払ってでも温泉を流してもらわないといけない状況でした。そのため温泉汚水の料金が安く設定された経緯があります。

事務局

合併前の資料がないため、そのような経過を聞かせていただき参考になりました。その経過を踏まえながら料金を設定していきたいと思います。

委員

補足事項ですが一般的に下水道の勾配は、2%から3%ぐらいが標準になります。伊香保の場合いくら段差をつけてもなだらかになりません。

委員

料金体系について、桐生市を除いて渋川市、高崎市、前橋市が8 m<sup>3</sup>までを基本料金内とし、他の自治体は10 m<sup>3</sup>までとする設定が多いのですが渋川市は10 m<sup>3</sup>にしないのですか。

事務局

渋川市の上水道の10 m<sup>3</sup>に合わせて下水道も10 m<sup>3</sup>に統一をするという考えはあります。ほかにも、8 m<sup>3</sup>を10 m<sup>3</sup>の区分にして基本使用料の中に入れるのがいいのか、あるいは8 m<sup>3</sup>と10 m<sup>3</sup>の2つに区分するなどいろいろな考えがあります。経営だけのことを考えると、使用料の区分をあげて基本料金内とするとその分の収益がなくなってしまいます。経営状況、他市の状況、いただいた意見を加味しながら最終的な検討をしていきたいと思えます。

委員

1 m<sup>3</sup>の汚水処理の費用と、単価として徴収する費用はいくらになりますか。

事務局

1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理原価は、125.81円です。これは令和3年度決算の値になり、まだ議会から書類をもらっていないので参考値として見ていただければと思います。

算出方法として、総処理量でかかった費用を割り返しています。例えば、総処理量が100 m<sup>3</sup>ありこれを処理する費用に100万円かかったとします。ですが、この100万円の費用のうち50万円が一般会計から繰り入れられたものとし、繰入れ分の50万円を除いた残りの50万円がかかった費用として計算しています。

委員

用途区分のところに臨時用とありますが、臨時用とはどのようなものでしょうか。また、他の自治体でも設けているものなのでしょうか。

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>臨時用とは、工事の時や一時的に公共下水道を使用したいと申し出があった場合の用途になり、料金が多少高く設定されています。</p> <p>臨時用を設定している自治体は多いと思います。</p>   |
| 委員  | <p>料金体系について、基本使用料と超過使用料の二部使用料制となっていますが基本使用料で固定費はどのくらい賄えていますか。</p>  |
| 事務局 | <p>下水道事業の手引き等では、基本使用料は固定費の一部を賄い、不足分については従量料金で賄うという表記になっています。</p> <p>当市がどの程度、基本使用料で固定費を賄えているかは現段階ではわかりませんが、今後全体的な収益の金額等を算定していくなかで算定していきたいと思います。</p> |

## 議題（２） その他

|     |  |
|-----|--|
| 会長  | <p>議題の（２）その他です。</p> <p>事務局からお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>本日は、貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。</p> <p>次回の協議会を10月の初旬から中旬ごろに開催させていただければと思います。</p> <p>この後、物聞沢水質管理センターへ視察に向かいたいと思いますのでよろしくお願いします。</p> |